

那珂市議会 産業建設常任委員会記録

開催日時 令和3年12月8日(水) 午前10時00分
開催場所 那珂市議会全員協議会室
出席委員 委員長 大和田和男 副委員長 小池 正夫
委員 石川 義光 委員 花島 進
委員 木野 広宣 委員 福田耕四郎
欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 福田耕四郎 事務局長 渡邊 荘一
次長 横山 明子 次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名

市長 先崎 光 副市長 谷口 克文
財政課長 大内 正輝 財政課長補佐 浜名 哲士
産業部長 浅野 和好 農政課長 綿引 勝也
農政課長補佐 村山 知明 商工観光課長 石井 宇史
商工観光課長補佐 水野 泰男
インターチェンジ周辺開発推進室長 岡本 哲也
建設部長 今瀬 博之 都市計画課長 渡邊 勝巳
都市計画課副参事 宮永 慎也 都市計画課長補佐 金田 尚樹
開発指導室長 黒川 耕二 土木課長 沢畠 克彦
上下水道部長 根本 雅美 下水道課長 金野 公則
下水道課長補佐 秋山 洋一 水道課長 高塚 佳一
水道課長補佐 矢崎 忠

会議に付した事件

- (1) 議案第65号 那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第66号 那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第67号 那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第70号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第7号)
…原案のとおり可決すべきもの

- (5) 議案第74号 令和3年度那珂市水道事業会計補正予算(第1号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (6) 議案第75号 令和3年度那珂市下水道事業会計補正予算(第1号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (7) 議案第78号 茨城北農業共済事務組合の解散について
…原案のとおり可決すべきもの
- (8) 議案第79号 茨城北農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について
…原案のとおり可決すべきもの
- (9) 産業建設常任委員会調査事項について
…視察の振り返りを行う
- (10) 茨城県市議会議長会令和3年度第2回議員研修会の参加者について
…石川委員に決定

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

委員長 それでは、おはようございます。

本日は、お忙しい中、市長にも出席していただきまして、産業建設常任委員会、開会させていただきますわけでございます。慎重なるご審議賜りますことをよろしくお願いいたします。

それでは、開会前にご連絡いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会出席者並びに傍聴される方につきましては、マスクの着用、また入り口付近に設置してあります消毒液において手指の消毒をお願いいたします。また、換気のため廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

会議は公開しており、傍聴可能といたします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ち方は電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は6名であります。欠席委員はありません。定足数に達しておりますので、これより産業建設常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。

大変ご多用のところ、産業建設常任委員会、全員出席の下で慎重なるご審議を賜りたいと、こういうふうに思います。

職員の皆さんは分かっているかな。昨日とおとといかな、この上空、オスプレイが飛んでいますね。中にいると分からないかな。私は百姓やりながら、あれ、オスプレイ。今あれ日米の訓練ですか、百里基地のほうでやっているということで、そういう関係で飛んでいるのかな。何かこうオスプレイというと、皆さん不安が、落ちてくるんじゃないかと、そういう不安もあるんですけども、何か昨日とおととい、非常に目につきました。

そういうこともありますけれども、我々が云々言うことでもないとは思いますが、いずれにしても事故のないように飛んでいただきたいのと、訓練を重ねていただきたいのと、そういうふうに思います。

また、今回、道の駅の債務負担行為ですか、こういうことも出ていますから、各委員の皆さんには慎重なるご審議を賜りたいと、こういうふうに思います。

また、今日は皆さん、ファクスで、委員の皆さんご承知かと思うんですが、教育長の実母がお亡くなりになったということで、今日、お悔やみがございまして。そういうことで、私も途中で退席をさせていただきますので、ひとつご理解をしていただきたいと思います。

大変ご多用の中ですが、正副委員長の下で慎重なるご審議、重ねてお願いをいたします。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続いて、市長よりご挨拶をお願いいたします。

市長 おはようございます。

本日の産業建設常任委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、平素より市政運営につきまして特段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスに関しましては、このところ落ち着きを見せておりますけれども、ご承知のように新たな変異株、オミクロン株でありますけれども、諸外国で確認をされている、国内でも確認をされました。これに対して引き続き基本的な感染症対策を継続し、万全を期すことが重要でございますので、委員の皆様には今後ともお力添え賜りますようよろしくお願いいたします。

本日の産業建設常任委員会の議案は8件でございます。慎重なるご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、私につきましては、議会からの要請をいただきまして、議案第70号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第7号）のみ出席をさせていただきます。

それでは、簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

議長 通常であれば、常任委員会というのは市長は出席しないんですよね。これはご承知かと思う。今回のこの、今、市長のほうから話があった件については、市長自らの提案で今回、道の駅ということでいろいろ審議、協議をしているわけですから、時間があるときには出席をしていただきたいと、私自ら市長のほうにお願いをして出席をしていただいておりますので、ひとつその辺も重ねてご理解を賜りたい。それはあくまでも、この道の駅に関して建設的な考え方での説明をしていただく、そういう意味でございますので、ひとつご理解をしていただきたいと思います。

この辺については、委員の皆さんから何かあれば、委員長、お聞きしていただきたいと思います。

以上です。

委員長 分かりました。

議長からのお話なんですけれども、特段、この委員会でも所管になりまして、これからいろいろな、先ほど議長からお話もあったとおり、建設的な議論を進めていくために市長もお時間があればできる限り出席のほうを願って、共に建設的な議論ができればなど思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

本委員会の会議事件は、別紙会議次第のとおりであります。

初めに、議案第70号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

財政課より一括して説明願います。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案書46ページの次のページをお願いいたします。

議案第70号 令和3年度那珂市一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第2表、継続費になります。

5款農林水産業費、1項農業費、新規就農協力隊推進事業3,210万4,000円、年割額、令和3年度ゼロ円、令和4年度1,044万8,000円、令和5年度1,076万8,000円、令和6年度1,088万8,000円。

5ページをお願いいたします。

第3表、繰越明許費になります。

2つ目になります。

7款土木費、1項道路橋りょう費、道路改良舗装事業6,293万7,000円。

6 ページをお願いいたします。

第4表、債務負担行為補正になります。

事項、期間、限度額の順にご説明いたします。

上から14番目になります。

複合型交流拠点施設「道の駅」基本構想・基本計画策定業務、令和3年度から令和4年度まで、3,459万5,000円。

八重桜まつり事業（駐車場警備等）、令和3年度から令和4年度まで、749万円。

16ページをお願いいたします。

歳出になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

中段になります。

7款土木費、1項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費120万円。

7款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費258万円。

17ページをお願いいたします。

3目街路整備費1,100万円の減。

19ページをお願いいたします。

下段になります。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金133万円、国県負担金等返納金でございます。うち農政課が86万4,000円となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

それでは、6ページ、先ほど来、お話があります債務負担行為補正の複合型交流拠点施設「道の駅」基本構想・基本計画策定業務について、まずはそのみ取り出して委員の皆様から質疑に入りたいと思いますので、質疑ございますか。

花島委員 質疑っていうことじゃないんですが、要するに私は、まず、道の駅にまだ賛成を決めていません。ですけれども、調査なり検討はしっかり進めていただきたいと思います。関連する道路についても全面的に賛成ではないので、とにかく多少、検討にお金がかかったり、人手がかかってもいいプランをつくって提案していただきたいと思います。

以上です。

委員長 内容を担当課のほうから説明をお願いしたいんですけども。

商工観光課長 商工観光課の石井です。よろしくお願いいたします。

今回の債務負担行為に係る基本構想・基本計画策定業務委託の内容になります。

基本構想につきましては、道の駅の基本理念及びコンセプト、導入機能、立地場所の検討、整備、管理、運営手法の検討を実施するということでございます。基本計画につき

ましては、基本構想を基に需要の予測、施設概略設計、概算事業費の算出、施設の整備、維持管理、運営手法に関する調査等を実施してまいります。

以上でございます。

委員長 それでは、その基本構想と基本計画策定業務の委託なんですけれども、委託すると思うんですけれども、その内容はどのような感じなんでしょうか。先ほどのコンセプトをつくるということですよ。今回、債務負担行為で計上するという理由は何かあるか伺います。

商工観光課長 今回、債務負担行為を設定する理由でございますけれども、今回の業務委託には、国の補助金になります官民連携基盤整備推進調査費というものを活用したいと考えております。こちらの補助金につきましては、単年度の事業期間での補助金になります。そのため新年度早期に業務に着手し、基本構想・基本計画策定期間をできる限り長く確保するため、令和3年度中に事業者を選定することを目的として、債務負担行為により予算を担保したいと考えているところで、計上させていただいております。

以上でございます。

委員長 官民連携基盤整備推進調査費というのは、その内容はどんな内容なんでしょうか。

商工観光課長 こちらの官民連携基盤整備推進費の内容につきましては、事業化に必要な調査、検討と併せまして、PPP、PFI導入に必要な調査費に活用できるということになっておりまして、補助率は2分の1となっております。具体的なPPP、PFI導入に必要な調査とは、こちらのPPP、PFI手法の選定、官民の役割分担、VFM、市の財政軽減負担効果等の3点となっております。

以上でございます。

委員長 傍聴の方がいるかもしれないので、PPPとかPFIとかって分からない人もいるかと思うので、付け足してもらえると。

商工観光課長 PPP手法ということになりますけれども、こちらにつきましては、パブリック・プライベート・パートナーシップというものの略となっております。官民連携、または公民連携の事業実施手法のこととなっております。

PFIにつきましては、プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略で、官民連携における民設民営の事業実施手法ということの言葉となっております。

以上でございます。

委員長 必ず導入しなきゃならないという形ですか。

商工観光課長 こちら調査費ということになっております。ですので、調査検討の費用となりますので、その結果として、必ずしもPPP、PFIを導入するということとはならないということになっております。

以上でございます。

委員長 私から最後に、先ほど花島委員からも話があったと、調査の段階だと思っ

ども、これはあくまで基本構想・基本計画の策定ということで、何ていうんでしょうか、結論が出ているという話ではないですよ。結論が出ているというか、何ていえばいいんでしょう、そういうところですよという確認だけ、ちょっと伺います。

商工観光課長 本年度、先月の全員協議会でも説明させていただいたんですけれども、今年度実施しました市場環境調査では、コンセプトや立地場所、導入機能も決定していない中で調査のため、基本構想・基本計画を策定し、さらに具体的な計画やデータをお示ししまして、議会で審議していただき、ご理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

ほかに委員の皆様から質問ございますか。

木野委員 昨日もこの4区内の議員の集まりがあったんですけれども、やはりかなり那珂市の道の駅に関しては興味があるというか、すごく皆さん、どういうふうにされるのかというのが内容があったんですけれども、やっていく上で、この1年間でどういうふうやっていくのという、段階的に細かく説明していただいたほうが議会としては分かりやすいと思うんですね。その辺は、単発的に定例会だけみたいな感じじゃなくて、具体的に常任委員会を持って、説明をしていただくというほうが私としては助かると思いますので、その辺しっかりと要望だけ、まずはさせていただきますので、よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

(なし)

委員長 議長のほうから何かご意見ございますでしょうか、道の駅に関することで。市長も出席しておりますので、一言お願いいたします。

福田委員 これは担当部署は当初と替わって、今度、商工観光課のほうになりましたよね。それで、課長にお伺いしたいのは、これは長年にわたって、私の記憶では今から約30年近いと思うんですよ。その間の流れからいくと、本当に当時、那珂町議会のこの委員会で那珂西部、それから那珂インターチェンジ周辺開発という特別委員会を設置して、いろいろと調査研究をした経緯がございました。これも長年にわたっていろいろやってきたんですね。当時、小宅町長の頃かな。それからその前、浅川町長の頃は、私の記憶では、当時、役場が主体でインターチェンジ周辺の開発ということで、当時、何でも七、八百万円ぐらいの経費をかけて調査した経緯もございました。でも、そういう議会、あるいは執行部もいろいろそういうことをやってきた経緯の中で、全然、建設的なことには結びつかなかった。その経緯というのは、何が災いしているのかな。私はその辺が今回の大きな課題なんだろうと思うんですよ。

これは、課長、どういうふうに思いますか。分かっている範囲で結構ですよ。何で延び延びになっちゃって、あそこが現状で開発が全然進まないのか。何でだと思いますか。

商工観光課長 ありがとうございます。

なかなか以前の経緯という、細かいところまでは私も存じ上げないところではございますが、主な原因は、やはりその土地の状況というか、今現在も農用地、または森林とか、そういったものの開発というのがなかなか難しかったのかなというふうな理解をさせていただいております。

以上でございます。

福田委員 その難しかったというのは何だと思いますか。

商工観光課長 主に農用地ということですので、除外とかそういったことの手続の難しさだったかなとは思っております。

以上でございます。

福田委員 やはり地目なんですよ、あそこは。執行部の皆さんご承知のとおり、あそこは調整区域と農業振興地域が入り組んでいます。そうすると、民間なんかでも、当時あそこ的那珂インターチェンジ周辺の開発ということでやった業者がいたんです。だけれども、やはり地目がそういうことで、クリアできないというようなことで断念したことも、民間でもあるんです。

だから、私の今までの流れからいくと、一番、やはり地目なんですよ、あそこは。これが災いして、開発には至っていない。これが大きな原因だろうと、私はそう思うんです。

それで、今回この道の駅の構想ということで、那珂インターチェンジ周辺の開発ということで、市長自らが今回打ち出したのがこの件ですよ。ですから、今回は、行政自らがあの辺の開発を、那珂インターチェンジ周辺の開発ということでスタートしたんですから、これは大いに私は個人的に賛成したい、こういう考え方なの。

ただ、行政としての役目として、民間でなかなかできないことを行政が今回打ち出したということ、この辺については、受皿をつくっていく、那珂インターチェンジ周辺の開発の受皿をつくるということが行政の大きな役目だろうと、私はそう思うんですよ。ですから、これを見ても、複合型交流拠点施設ということで道の駅。道の駅だけにこだわる、こういうことでも、そして周りは、先ほど言ったように地目はそのままですから、そういうことではなかなか将来的にどうなのかなという疑問を私は持っているんです。

それで、この複合型っていうと、それは防災施設とかいろいろそういうことを兼ねて複合型と。でも、それは行政とか、あるいは行政に携わっている方は、複合型というと、そういうもろもろの施設、道の駅に与えられた複合型、これどこの道の駅も同じだよ。大体複合型なの。ただ、民間の市民の皆さんは、複合型というと、そうは解釈しないんです。複合型っていうから、道の駅以外に何かあるんだらうと、こういう幅広い考えを持っている人が市民の皆さんなんですよ。

ですから、その辺、我々の考え方と市民の皆さんの考え方というのは、そこにちょっとギャップがあるな。できれば、我々も市民の立場からいえば、災いしているのが地目なんですから、その辺を行政側として、幅広い考え方を取り入れた那珂インターチェンジ周辺の開発ということに私は期待をしたい。そういうふうに思っているんですが、いかがですか、その辺は。

商工観光課長 ありがとうございます。

昨年度になりますか、検討委員会のほうで取りまとめましたまちづくりの方針ということで、今、福田委員がおっしゃっていただいたような複合型交流拠点施設「道の駅」の形態ということで、主に今ご説明いただいたような道の駅というものを目指していこうということを決められたというか、方針が打ち出されたところですが、しかしながら、その方針の中では、まず複合型交流拠点施設「道の駅」を核とした施設整備を行い、長期的な視点に立って那珂インターチェンジ周辺全体を見据えた一体的なまちづくりが必要であるというような方法も検討するべきというご意見もいただいております。

そういったものも当然考えながらなんですけれども、ただし、一体的なまちづくりということになりますと、土地利用とか都市計画の部分でもいろいろこちら執行部の全庁的な調整とかも必要になってきますので、今後こちらの場所とかそういったものと併せて、政策企画課のほうで中心となりながら調整を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

福田委員 ちょっと分からないな。

それと課長、また、逆戻りしちゃって恐縮ですけれども、我々が特別委員会なんかを設置したときにいろいろと協議をした結果、執行部のほうからね、那珂インターチェンジ周辺というのは地盤が低いんだよと。それで、排水の問題、それでなかなか開発が難しいんだよと。例を言えば、両宮排水のように、くみ上げないと排水ができないんだと、こういう説明があったのは私は鮮明に頭に残っている。今現在、どうなのかと、問題ないでしょう。バードライン、あそこには下水道の本管が埋設されているでしょう。ですから、当時の排水の問題なんていうのはもうクリアされているわけですから、その辺もひとつ含んで検討していただきたいなと。加えてお願いをいたしますよ。今は問題になるようなことあるかな、そういうライフラインのことで。今ないでしょう。あるとすれば、何回も言っているように地目なんですよ。それを行政が主体になって受皿をつくる。受皿をつくれれば、民間の方は黙っていないですよ。私はそう思うんです。よろしく願います。

委員長 よろしいですか。

その点も含めて市長から。

市長 貴重なご意見をありがとうございました。道の駅につきましては、今、福田委員からもありましたけれども、私も合併前の資料なんかも少し見させていただきました。執行部

でも議会でも、本当に先進地の調査なんかも行って、何とかあの周辺を開発しようというところで努力をされた足跡が感じられました。

残念ながら、ただ、議長がおっしゃるように、農振地域だという地目が災いをして、なかなかそれをクリアできなかったということも一因であったように今感じています。

今回、私どもが考えましたのは、農振のクリアについては行政が主導すれば、かなり開けるということも確認した上で、那珂インターチェンジ周辺まちづくりをまず道の駅を核にして開いていこうと。これは検討委員会のほうからも、先ほど課長のほうからもありましたけれども、答申の中に、道の駅を核として周辺の開発にもということまで提言をいただきました。そういったことも踏まえて、まずは道の駅を具現化していきたいということで考えております。

今回提案をさせていただきました債務負担行為でありますけれども、先ほど担当のほうからも説明がありましたが、調査の期間、やはり十分に取りたい。年度を超えて4月からですと、スタートするまでにまた時間がかかってしまいます。そういったこともあって、早めにお認めいただければ、その準備を早めに始まって、十分に期間をかけて基本構想・基本計画をつくっていききたい、そのように考えております。

これまでの議会の中でも様々な議論をいただきました。本当に、平たく言えば大丈夫なのか、そういうことから始まって、いろんなことがあったと思います。これは、まさに市民の代表の皆様が心配するのは当然のことなんですよね。大きなお金をかけます。そういった中で将来性、あるいは採算性どうなんだと、当たり前のことです。それに対して私どももきっちり応えたい。そのためには、やはり基本構想、基本計画をつくらせていただきたい。つくったからもう全てがオーケーじゃありません。当然、これからもどんどんどん検討していく。そういった中で皆様の貴重なご意見をいただきたいと思っています。建物がどこに建つのか、あるいはそこの中身は何なんだ。直売所、レストラン、交流施設、先ほどおっしゃった防災機能、情報発信機能はどうするんだ。いろんなことが計画をつくることによって、皆様の目の前に明らかになります。その時点でまた現実的な議論を戦わせていただいて、しっかりしたものをつくっていききたい。そのことが市民の負託に応えることでもあると思います。そういうことも含めて今回、債務負担行為をお願い申し上げましたので、ぜひご理解をいただいて、ご承認いただければ、そのように思っております。よろしく願いいたします。

花島委員 よい計画をつくってくださいって言ったんですが、誤解のないように改めて言っておきたいのは、私の言うよい計画イコール大きな計画ではないし、華々しい計画でもないです。商工会の方に道の駅についてどう思うかって聞いたら、身の丈に合った計画がいいと思うとおっしゃっていた、そういう意見もありますので、心に留めておいていただきたい。

それから今、話を聞いていて逆に不安になったのは、道の駅を核にということね。何か

道の駅以外にも周辺を開発するとなると、これは市の立地適正化計画と矛盾するところが出てきますよね。基本的には、現在の市街化区域の中にいろんな施設を造るというのが方針としてあるので、そここのところをどう整合性を取るのかというのは、担当課からは若干話は聞いていますが、あまり道の駅を核にあの辺をずるずる広げるという話になると、ちょっとそれはいかなものかと。福田委員と考えが違うかもしれませんが、どうかかなと私は思います。

小さな道の駅でも、ある意味で、常陸大宮市とかその他の地域へ行くつなぎ口としてね、意味はあると思うんですよね。例えばどこかの道の駅へ行ったら、シャワーがあるような、休憩室もあるとか。そうすると、例えば車で道の駅まで来て、そこからサイクリングとか、あるいはランニングとかで周辺を走って、また戻ってきてシャワーして食事もして帰れるとかね。そういう小さな規模でも特色のあるものを造れるかと、ちょっとちらちら個人的には考えています。ぜひ、先ほども言いましたように、小さなものでもいいから、いい計画をお願いしたい。

逆に先崎市長が前に発言した、政治生命をかけているなんていうとね、ちょっとそれはね、困るんですよ、そういうあまりにも前のめりな姿勢だと、無理をしてしまうおそれがあるので、懸念しています。

以上です。

委員長 よろしいですか。

それぞれ委員の皆様もご意見あると思いますけれども、具体的な意見、先ほど市長がおっしゃられたように、今後議論していければと思いますので、よろしくお願いします。

福田委員 今の花島委員のおっしゃっていることも、私もそれは分かるんです。私の考えとしては、将来的に、将来というか近々、市の税収アップにもつながる、そういうことが私は大事だろうと。私はそういう考え方を持って先ほども発言をしたわけなんですけれども、これからというのは、やはりそういう税収のことも考えていく必要があるだろうと。ですから、今回のこの道の駅の構想については、私はチャンスかなと。私はそういう意味でいろいろ提案、あるいは要望、あるいはその他もろもろのことを発言をさせていただいているわけです。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

では、よろしいですか。

議案第70号の先ほどの債務負担行為補正のもの以外の質疑ございますでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いします。

休憩(午前10時39分)

再開(午前10時42分)

委員長 それでは、再開いたします。

下水道課が出席しております。

議案第66号 那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部よりご説明願います。

下水道課長 下水道課長の金野です。ほか3名の職員が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案書の31ページをお開きください。

議案第66号 那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例。

那珂市公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、市街化調整区域等において新たに下水道に接続する場合、接続に要する工事費等は原因者の負担としているが、地方公営企業として経営の効率化・健全化を図る観点から、道路法第32条に基づく道路管理者の占用許可に係る事務手数料を水道事業者と同様に定めるため、本条例の一部を改正するものです。

次のページをお開きください。

32ページは、条例の改正文になります。

次の33ページは、新旧対照表になります。

その次の34ページに改正の概要を載せてございます。

33ページをお開きください。

改正の内容でございますが、この新旧対照表においてご説明させていただきます。

表の左が改正後の案、右側が現行の表になってございます。

中段の第22条になります。

第22条第1項中、「1,000円」を「1件につき1,000円」に改め、同中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加えます。

2項、事業者は、新規加入者の負担をもって公共ます取出し工事等を行おうとする者から次に掲げる道路占用申請手数料を徴収する。(1) 国道、県道その他市管理以外のも

のの占用を要するとき、1件につき2,000円、(2)市道その他市管理のもの占有を要するとき、1件につき1,000円。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

花島委員 聞きたいんですが、市道その他はともかく、国道、県道の市管理以外のところに1件2,000円とあるんですが、国道、県道は市の管理じゃないですよ。国とか県に何か那珂市のほうから支払いとかそういうものがあるんですか。

下水道課長 支払いというのは特にはないです。申請のほうでは国道、県道で、今こちらでいくと常陸大宮土木事務所のほうに書類のほうを持っていく形になります。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 ほかになければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第67号 那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部よりご説明願います。

下水道課長 それでは、35ページをお開き願います。

議案第67号 那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、農業集落排水処理施設事業区域内において新たに下水道に接続する場合、接続に要する工事費等は原因者の負担としているが、地方公営企業として経営の効率化・健全化を図る観点から、道路法第32条に基づく道路管理者の占有許可に係る事務手数料を水道事業者と同様に定めるため、本条例の一部を改正するものです。次のページをお開きください。

36ページは、条例の改正文になります。

そして、次の37ページから38ページは、新旧対照表になります。

39ページに改正の概要を載せてございます。

それでは、37ページのほうをお開きください。

改正の内容でございますが、この新旧対照表においてご説明させていただきます。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

下段のほうになりますけれども、別表第2に次のように加えます。

道路占用許可申請（国道、県道その他市管理以外のものの占用を要するとき）、道路占用申請手数料、1件につき2,000円。

次の38ページをお願いいたします。

道路占用許可申請（市その他市管理のものもの占用を要するとき）、道路占用申請手数料、1件につき1,000円。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

花島委員 先ほどの件と同じだと思うんですが、ちょっと今、話を聞いていて考えたんですが、今、デジタル化とか電子経路で申請とかなんかやるのが動いていますよね。部署によっては迷惑だと思うんですが、これは、この件に関しては、将来どんな予定がありますでしょうか。それとも、当面はないのでしょうか。

下水道課長 当面のところ、そういうデジタル化というのはなく、書類を作成して、そのまま印字したものを申請するという形で考えております。

委員長 そのほかにごございますか。ないですか、大丈夫ですか。

（なし）

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（なし）

委員長 ないようなので、討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

引き続き、議案第75号 令和3年度那珂市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部よりご説明願います。

下水道課長 それでは、議案書の46ページをお開きいただきたいと思います。それから、下水道につきましては2枚ほどめくったところになりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第75号 令和3年度那珂市下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条、令和3年度那珂市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

まず、1番目の事項になります。

マンホールポンプ維持管理業務委託、期間につきましては、令和3年度から令和4年度まで、限度額ですけれども、1,177万円。

公共下水道の中継ポンプにつきましては、常時生活排水の流入があり、休みなく稼働している施設につきましては、切れ目なく維持管理する必要があることから、令和4年4月1日から業務期間とするため、今年度中に契約を締結するためでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 それでは、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

木野委員 これは委託料というのは前年度と変わらないということですか。

下水道課長 委託料につきましては、公共下水道につきましては常時整備を進めておりますので、マンホールポンプが今年度につきまして5か所設置予定になりますので、昨年度よりは金額はその分上がっております。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 ないようなので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

下水道課長 下水道のほうから報告事案が1件ございます。資料につきましては、本日の配付資料になります。

公共下水道全体計画見直し方針説明会の開催についてのご報告になります。

昨年計画していた公共下水道全体計画見直し方針説明会については、新型コロナウイルス蔓延防止の観点から延期をしておりましたが、新型コロナウイルスが抑えられていることから、感染防止対策を行いながら公共下水道全体計画見直し方針説明会を開催するものです。

開催に対する周知でございますけれども、広報なかにおいて行います。その記載内容につきましては、お手元の資料の本文と、日程及び場所を記載しております。

最後に、広報なかの発行日でございますけれども、来週13日の発行になります。

報告については以上となります。

委員長 質問ありますか、これについては。

(なし)

委員長 ないですかね。分かりました。

それでは、暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時56分）

再開（午前10時56分）

委員長 再開いたします。

水道課が出席しております。

議案第74号 令和3年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部よりご説明願います。

水道課長 水道課長の高塚です。ほか3名が出席しております。よろしく願いいたします。

着座にてご説明させていただきます。

議案書の46ページの次のページになります。

議案第74号 令和3年度那珂市水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

債務負担行為補正になります。

事項、令和4年度自家用電気工作物定期点検業務委託、期間、令和3年度から令和4年度まで、限度額128万7,000円。

続きまして、浄水場他施設機械警備業務委託、期間、令和3年度から令和8年度まで、限度額968万円。

債務負担の理由ですが、令和4年度の水道事業運営に要する契約について、令和3年度内に締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

説明は以上になります。よろしく願いします。

委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第74号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開を11時10分にします。

執行部は入替えをお願いします。

休憩(午前10時59分)

再開(午前11時10分)

委員長 それでは、再開をいたします。

都市計画課が出席しております。

議案第65号 那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部よりご説明願います。

都市計画課長 都市計画課長の渡邊でございます。ほか6名が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

申し訳ありません、着座にてご説明させていただきます。

それでは、議案書25ページをお開きください。

議案第65号 那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございますが、都市計画法施行令の一部改正により、区域指定の区域における災害ハザード区域を除外することが厳格化とされたことから、本市区域指定の区域から土砂災害警戒区域及び水防法における浸水想定区域のうち一定の区域を除外するため改正するものでございます。また、市街化調整区域の立地基準の一つであります世帯分離における母屋の要件を緩和し、店舗等併用住宅からの世帯分離も許可の対象とするため、併せて改正するものでございます。

続きまして、27ページをお開きください。

本条例の改正の概要でございますが、新旧対照表にてご説明させていただきます。

第4条、指定対象となる既存集落を定める要件に第7号といたしまして、「原則として、令第29条の9第1号から第5号までに掲げる区域を含まないこと。」を追加し、現行の第7号を第8号に改めます。

これは、本市が区域指定制度を導入した時点におきましては、土砂災害警戒区域や浸水想定区域などといった災害ハザード区域を必ずしも除外するものではございませんでした。しかし、近年において、市街化調整区域の浸水被害や土砂災害などが多く発生していることを踏まえ、災害ハザード区域を除外することが今回の法改正で明確化されました。

このため災害リスクの高い土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に掲げる土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンと水防法第15条第1項第4号に掲げる浸水想定区域の想定される浸水深さが3メートル以上の区域を除外するものでございます。

次に、第5条第4号中の「専用住宅」を「一戸建ての住宅」に改めます。

これは、市街化調整区域の立地基準の一つであります世帯分離における母屋の要件を緩和するもので、これによりまして、店舗等併用住宅からの世帯分離も許可の対象というような形になります。

最後に、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行いたします。

また、経過措置といたしまして、施行以前に出された申請に係る開発行為の許可の基準につきましては、従前のものを適用するというようにしております。

続きまして、30ページをお開きください。

こちらは、今回条例の改正により、区域指定の区域から除外される箇所を示したものとなります。

まず、土砂災害警戒区域でございますが、こちらは①加納・海後地区、②額田地区、③門部地区の区域の一部の黄色い線で囲われた部分の一部が除外の対象となります。

次に、想定される浸水深さが3メートル以上の浸水想定区域でございますが、見づらくて申し訳ないんですけども、水色で、色の濃いところと薄いところと2色で塗られております。この部分の色の濃いところ、こちらが対象のエリアとなりまして、久慈川沿いの四堰地区の全域、また、那珂川沿いの戸地区の南側の部分、こちらが除外の対象となります。

なお、今回の条例改正によりまして、除外された区域指定内では、誰でも住宅を建てることができなくなります。しかし、既存集落要件の許可をすることで建築をすることができますので、過去にその集落に住んでいたなどといった出身者要件のある方につきましては、今までどおり住宅等を建てるのが可能となっております。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

花島委員 浸水が想定される区域で、まず四堰区域は全域除外されちゃうということですよ。

それから、戸地区でかなりの部分が3メートル以上の浸水が想定されているんですが、そうでない場所もありますよね。その部分は解除されていないとすると、前の基準、区域指定に指定できる基準の連担とか、道路がどうのこうのとかいう基準があって、その道路とか連担の家が浸水区域にあっても、当該のところは3メートル以下の浸水想定だったら、相変わらず区域指定されるんでしょうか。その辺をお伺いしたい。

開発指導室長 お答えさせていただきます。

条例を制定する際の運用のほうも定めておきまして、その際に今回の法令改正のようなものがあつたことによって、区域の要件が、具体的にいいますと連担等が満たされなかつたとしても、区域指定制度としてはそのまま残していいというような形で運用をしておりますので、今回のところについては、実質的に連担とかが足りなくなる可能性はもちろんございますが、運用上残すというような形で整理をしております。

以上です。

花島委員 それは分かりました。その運用の要綱というのはどこのものですか。つまり那珂市でつくつたのか、このもともとの法改正のところで作つたのか、どちらでしょう。

開発指導室長 那珂市で条例を設けておきまして、その運用規則でそのように定めております。

なお、那珂市の条例も区域指定を導入しております茨城県の条例を基に作成しておりますので、茨城県の条例の運用の中でも今回、市が取る形と同じような形で整理がなされているような状況になっております。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

木野委員 前回、区域指定でかなり議論をされたと思うんですけども、今までは専用住宅という言葉を使っておりましたけれども、今回から一戸建てというふうに替つたと思うんですけども、これは、内容的にはどういうふうになつたのかというのを教えてくださいませんか。

開発指導室長 区域指定制度上の用途については、今回、変更していないような状況になってございます。今のご質問に関しましては、世帯分離の表現についてかと存じ上げますが、そちらに関しましては、もともと住居専用住宅というような形になつていまして、もつぱら住宅にしか使えないといったものでございました。簡単に申し上げますと、実家が店舗併用住宅を行っている場合には、もつぱら住宅ではないので、そこから世帯分離という許可要件を使つては、実家の脇に住宅が建てられないというような許可の基準にな

ってございました。こちらを文言を「戸建て住宅」とするようなことにいたしまして、「もっぱら」が外れるわけで、店舗併用住宅からの世帯分離についても許可の対象といたしますというような条例改正の中身になってございます。

説明は以上です。

木野委員 分かりました。

ただ、今までそういう専用住宅ということで、申請等がありましたか。

開発指導室長 過去にご相談等ございました。場合によっては、別な許可基準で許可を取ることが可能になっております。具体的にいいますと、既存集落というような形の許可の基準もございまして、こちらは適法に10年間住まわれれば、その大字ないし隣接大字で住宅が建てられるというような要件になってございますので、店舗併用住宅にお住まいの方の息子さん等ございましたら、ほぼほぼ10年はそちらに住んでいらっしゃるという形がございまして、実質的に運用の中で弊害があったというようなお話は認識はしておりません。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

(なし)

委員長 ほかにないようなので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論がないようなので、討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いします。

休憩(午前11時21分)

再開(午前11時22分)

委員長 それでは、再開いたします。

農政課が出席しております。

議案第78号 茨城北農業共済事務組合の解散について、議案第79号 茨城北農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、関連がありますので、2件を一括して議題といたします。

執行部より一括してご説明願います。

農政課長 農政課の綿引です。ほか2名が出席しております。よろしく申し上げます。

着座にて説明させていただきます。

議案書57ページから60ページとなります。

まず、57ページをご覧ください。

議案第78号 茨城北農業共済事務組合の解散について。

地方自治法第288条の規定により、令和4年3月31日をもって茨城北農業共済事務組合を解散することについて、関係市町村と協議をするため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

また、次の58ページをご覧ください。

議案第79号 茨城北農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について。

地方自治法第289条の規定により、茨城北農業共済事務組合の解散に伴い財産を処分することについて、別紙のとおり関係市町村と協議をするため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由としましては、全員協議会においてご説明しました茨城北農業共済事務組合の解散及び財産処分について、共済事業の効率化を図るため、令和4年4月1日に茨城県内4団体による新組合を設立するとともに、茨城北農業共済事務組合を解散することから、両議案とも地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

59ページをお願いします。

茨城北農業共済事務組合の財産の帰属先について、一覧になっております。

この中で1、土地、2、建物、3、無形固定資産及び4、物品は、新組合であるいばらき広域農業共済組合に帰属となります。

60ページをご覧ください。

業務引当金について、平成12年度から平成17年度分までの事務費補助金は、国庫からの支出であるため、新組合に帰属しますが、平成18年度から令和3年度分は税源移譲に伴う構成市町村分担方式による事務費補助金であることから、打切り決算後に金額が確定され、年度内に各構成市町村に配分される予定となっております。

なお、那珂市議会からも3名の議員の方に組合議会議員として出席していただいておりますが、合併後の団体は、一部事務組合でないことから、議員選出は必要なくなります。詳細については、61ページから71ページに添付しております。

説明は以上です。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

花島委員 ほとんど私、何も知らないのですが、そもそもこれは何をやっていたやつで、なぜ解散して新しい全県的な組織にするのかというところがいま一つイメージが湧かないんです

が、説明いただけませんか。

農政課長 70ページの後ろにチラシがついていると思うんですが、カラー刷りのものです、こちらに書いてあるんですが、もともとNOSA Iというふうな形で、組合等が6つに分散されて、県内で保険等の事業運営をしている事業になっております。この中で茨城北農業共済事務組合というのが9つの市町村の構成によって運営されている組織になっております。これが国の指定によって、合併の推進になっている状態です。

裏のページにあります、日本地図がついていると思うんですが、45都府県によって、1組合化がもうできている状況になっております。水色の北海道については、令和4年度結成というふうな形で推奨されております。残りは茨城県のみが合併していない状況になっておりますので、その茨城県で今回合併というふうな形であることから、事務組合を解散し、新組合になるというふうな形で進められている事業になっております。

以上です。

花島委員 まだよく分からないんですが、自然災害における危険分散と組合の分散というのは、これは農家に対してですよね。自然災害のときに、そもそもどのくらいの補償をしていたのか、それから、実際に補償を受けるために諸手続がありますよね。それで事務所に何か書類を届けたり。その事務所なんていうのは、合併後どこにできるんですか。少なくとも那珂市の農家の方ですが。

農政課長 保険の内容につきましては、継続していく形になって、新組合に帰属する形になります。

産業部長 こちらにつきましては、合併に際して、合併後につきましても、現在、一部事務組合ということで常陸太田市が本所になってございます。うちのほうは9市町村で構成されておりますので、常陸太田市、そのまま本所であったところが支所という扱いになりますので、そちらで全て事務のほうの手続が行われるようになると思います。

以上です。

花島委員 半分は疑問は分かったんですが、そもそも例えば災害に遭って農作物が全滅したなんていうときに、どんなふうに補償されるようなシステムなんですか。保険金を掛けているんですよね、当然。その辺を分かりやすく簡単に説明いただきたい。

産業部長 委員おっしゃるとおり、農家の皆様の各それぞれ様々な保険をこちらの事務組合で用意してございますので、例えば乳牛ですとか野菜ですとか、米ですとか、いろんな保険ございます。そういったことは個別に農家さんのほうで掛けるような形になります。

また、評価委員という方がいらっしゃいますので、そういった方がもし災害があった際、評価をするための判断する方が各地におりますので、そういったことと事務局と併せて判断した上での保険金の支出ということになっています、仕組みとしては。

花島委員 そうすると、少し分かりました。要するにいろんな保険のメニューというか、品ぞろえがあってということですね。それと、評価委員という話がありましたが、額田自治

会では、毎年のように次の評価委員は誰にするかみたいなことをやっているんですが、その評価委員とこの評価委員は一緒ですか。

産業部長 評価委員ですけれども、多分、共済のほうの評価委員というお名前でしたらば、この共済になります。

委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

(なし)

委員長 ないようなので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論はございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

お諮りをいたします。

議案第78号と79号の2件につきましては、関連しておりますので、一括して採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、議案第78号、第79号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第78号、第79号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部はここで退席となります。お疲れさまでした。

休憩(午前11時34分)

再開(午前11時34分)

委員長 それでは、再開いたします。

続きまして、道の駅視察の振り返りを議題といたします。

11月8日に筑西市と笠間市の道の駅の視察を行いました。内容をまとめたものを本日配付しております。振り返りを行いたいと思います。

各委員よりご意見をいただけたらなと思いますので、ご意見ございますか。

花島委員、ありますか、ご意見。振り返りなので、お願いします。

花島委員 まず、笠間市はできたばかりなので、あまりいいとか悪いとか評価しにくいなと思いました。ただ、私が買ったものが少し高いかなと思いましたね、質の割には。

筑西市も物は高いんだけど、それなりに付加価値があるようなものがあって、

売れさえすれば、それはそれでいいかなと思います。また、コインランドリーとかコインシャワー、長距離運転者向けの休憩スペースとか、我々も検討すべきものがあるかなと思いました。

あとは、やはり中身ですね。ただ単にレストラン、ただ単にパン屋とかいうんじゃないくて、どういうものでお客を呼べるのか、あるいはあそこへ行ったらこういうものがあるというふうに思ってもらえるものがあるといいんで、我々議会のレベルで、計画を聞いて、これでいいよとかよくないよとか、非常に言いづらいレベルの話になるなど思っていて、もともと駄目な計画だったら駄目だって言えばいいんですが、そうでないときに、これからの判断が難しいと思いました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

石川委員はございますか、何か。

石川委員 あまりないんですけども、この道の駅の開発の進め方がちょっと私には理解ができないんですよね。予算づけしてどんどんどんやっているんですけども、この間、私ちょっと言いかけてしまって、それで終わりになったんですけども、やはり、概要ができてから中身をやるというのが私の感覚だと逆なんじゃないかなと思うんですよね。きちんとした骨組みをつくってから肉づけしていくんじゃないのかなと思うんですが。その辺がちょっと不透明なんで、これからいろいろ出てくるんでしょうけれども、そのときに果たして、肉づけしちゃった中に骨組みを入れていくというのが可能なのかどうかというのは私すごく疑問ですね。

この間、視察に行ったときも、駅によってテナントを市外、または県外から入れているということもありましたけれども、先ほども出ましたけれども、税のこと一つとっても、やはり地域の人たちに入っていたかかないとなかなか難しい。その地域の人に入っていたかかないかはどうするかということをもう今スタートしないと、間に合わないんじゃないかなと私は思いますね。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

副委員長も何かございますか。

副委員長 この間、グランテラス筑西と笠間市の道の駅を見てきたわけで、先ほど花島委員が言ったとおり、売っている物というのは、笠間市のほうはJ A主体になってやっていて、それであと、グランテラス筑西のほうは東武デパートのほうのバイヤーかなんかやっていた方がデザインをして、売場も全然やはり違う形態でやっているので。あとは集客するのには、どういうふうな特色を出していったらいいのかとか、あとは土地の特産物やら何やら、石川委員がおっしゃったように、どういうふうに特色を出していかなくちゃならないのか。グランテラス筑西にしても笠間市にしても、オープンして間もないので、

この先見直しというのは多分あると思うので、いろいろテナントも入れ替えていたり、売り方も変えていたり、見せ方を変えていたりということも試行錯誤しながらやっていたとは思いますが、その前に、那珂市のほうでもこういう計画があるということで、石川委員がおっしゃったように、これからのことなんですけれども、とにかくどうやって地域密着型にするのか。また、その目玉のものをどういうふうにしていった運営をしていくのかということこれからやってみようけれども、どうせやるならよいものを、皆さんが納得できるようなものをお願いしたいと思います。

グランテラス筑西に関しましては、すごく別棟型の建て方で、非常に洗練された、スターボックスのドライブスルーも入っているということで。スターボックスのドライブスルーなんていうのは審査が非常に難しくてなかなか入れないところなので、そこも入っていたりするので、いろいろ企業努力もあったんだと思うんですけれども。2つとも見て、売っているものを、笠間市で私もこの間、勝村議員と一緒に柿とか買って来たんですけれども、自分が買ったものはちょっと値段的には安かったので、確かに花島委員がおっしゃったように、筑西市で売っているのは値段もちょっといいもの、物もいいものが置いてありましたね、そういう印象を受けました。

委員長 ありがとうございます。

木野委員は昨日、総務生活常任委員会のほうで振り返りをさせていただいたということなんですけれども、委員の皆様それぞれ多く意見があると思います。当委員会は、視察が終わったので、もう完全に所管がこちらの産業建設常任委員会ということで、様々な、建設的なときもあれば、もしかしたら批判的なときもあるかもしれませんが、本当に執行部とともに意見を集約していきながら議論していけたらなと思いますので、これからは執行部の動きですとか注視しながら、我々も少しずつ勉強しながら深めていけたらなと思いますので、どうぞ委員の皆様もよろしく願いをいたします。

花島委員 私、調査には賛成したんですけれども、結構な金額ですよ。何でそういう高い金額でも承認したかということ、大体、私は人の手間って考えるんですよ。例えば一人の人が専任して1年間やったら、800万円とか1,000万円ぐらいはかかるのはしょうがないんで、2人になったら倍になるというくらいの考えでいます。それは基本的には、本当は市の職員がやれたほうが一番いいんですけれども、今の人員構成の中で、あるいは能力的にも難しいということで、外部委託になると、またちょっと余計にかかると、そういう判断です。

だから、ある意味では、もし計画がすごい小さくなったり、やらないということになったら、すごくもったいない部分なんですけれども、だけれども、やはりちゃんとお金をかけてでもしっかりした調査をやって計画したほうがいいと思って承認しています。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

石川委員 執行部のほうはこれからいろいろ構想を立てるといいうんですけれども、我々議員の意見というのはいつ頃発表できるもんなんですかね、こうしたほうがいいよというものがあれば。

委員長 先ほどの執行部のお話では、今回この基本構想を示して、その後、市長も言われていたと思うんで、その後になんかもうと。議員の皆さんからご意見伺いながら進めていけたらということではありましたよね。まずはその基本構想を見て、もちろん立地の場所も、コンセプトも何もまだ、導入機能も決定していないというところだったので、執行部が示した案件について、我々がどう示していくのか。その際でいいならいい、もうちょっとこんなふうにしていこうという提言ができる時期が来るかと思うんですけれども。

花島委員 アイデアがあるんだったら、どんどん言ってもいいと思いますよ、今の段階でも。

石川委員 この間のときに言おうとしたら、今そういう時期じゃないという、私はそういう判断をしたもんですから、じゃいつなんだと、我々が提案できるのは。

あと、議員だけじゃなくて、市民の方でもいろいろ意見があると思うんですよね。執行部だけがこの構想をつくってから意見を聞くとなると、本当に今度それを変更できるのかどうかというのは疑問ですよ。

委員長 そうしますと、我々もようやく何ていうんでしょう、執行部の所管がこちらの委員会に替わりまして、今年度は調査事項という形で、この委員会では設定はしていないんですけれども、替わったばかりというかなので。今度の産業建設常任委員会も改選時期になると思いますので、そういったときに調査事項等に入れて我々が要求していくということも一つの手法なのかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

木野委員 先ほども、だから、私が執行部にお願いしたのは、常任委員会でもしっかりと説明をしてもらいたいということを行ったのは、結局、定例会が年に4回しかないですよ。そうじゃなくて、やはり常任委員会も毎月説明を受けるとか、細かい部分の対応をしてもらったほうがいいのかという部分をさっき言ったんですね。だから、今、石川委員が言ったように、やはりそういう説明があったときに、その都度その都度、細かく聞いて、どういうふうに持っていくかという部分は説明してもらったらまた違うのかなと。

だから、花島委員も言いましたけれども、もしアイデアがあったら、その場で言ってほしいというのは、そういうときに多分できると思うんです。どうでしょう。

委員長 そうなると、やはり木野委員のお話でもありますように、執行部もさらなる検討委員会みたいなものもつくったりして進めていったりもすると思うんです。だから、逐一、常任委員会、また全員協議会等でも説明をもらって、みんなで意見を投げかけていく。そして、次回の、改選後のこの常任委員会では、そういったところを調査事項にしていけたら、次の人になっちゃうんですけれども、いけたらいいのかなと思います。

また、先ほど議長からも話のあったとおり、何十年前はということで、那珂インターチェンジ開発の調査の委員会なんていうのもあったなんていうこともありますし、そういったところを議会の全体で議論していけたらなと思いますので、勉強してどうぞどんどん投げかけていけたらなと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 それでは続きまして、その他の案件となります。

茨城県市議会議長会、令和3年度第2回議員研修会について協議を行います。

議員研修会は、2月8日火曜日、鹿嶋市の鹿嶋勤労文化会館ホールで開催予定となっております。内容については、事務局から説明をお願いします。

次長補佐 内容につきましては、今日お配りしてある資料にあると思うんですけども、講師として水津陽子氏、地域活性化まちづくりコンサルタントの方です。議題としましては、地域資源活用における活性化ということで、講演のほうを行っていただきます。

以上です。

委員長 まさしく先ほど道の駅で地域活性化ということでお話をいただいたので、石川委員、もうまさにどんぴしゃりという感じなのかなと思うんですけども、研修会参加、よろしいでしょうか。

(「喜んで、ぜひ」と呼ぶ声あり)

委員長 ぜひ地域活性化、資源活用ですか、勉強していただいて、執行部のほうに投げかけていただけたらと思います。

それでは、産業建設常任委員会からの出席者は石川委員とさせていただきます。

本日の議題は全て終了いたしました。

以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会（午前11時48分）

令和4年2月22日

那珂市議会 産業建設常任委員会委員長 大和田 和男